

図書館今昔Ⅱ：図書館間相互協力

皆 上 勝 哉

現在の図書館業務は昭和40年代とは大きく様変わりしている。前号で目録作成業務の変遷について述べたが、今号では図書館間の相互協力について述べてみたい。図書館間相互協力には、いろいろな協力があるが、ここでは相互貸借に絞って考察する。

筆者が図書館に就職した昭和36年頃には「図書館間相互協力」という言葉は、図書館の現場ではまだ日常使用される用語ではなく、日常的な業務でもなく、特別なサービス業務であった。当時の図書館は単館システムで図書館業務・サービスを行っていた。現在では自館に存在しない情報も、各種のオンラインによる情報検索サービスシステムによって容易に知ることが可能であり、必要ならば、図書館間相互協力の相互貸借・複写サービスにより、簡単な手続きで、短期間のうちに入手することが可能となっている。

昭和30年代後半から40年代前半における相互貸借がどのような状態であったかをたどってみる。30年代後半にはまだコピー機そのものが一般的でなく筆者の勤務する地方大学の図書館ではなく、自館資料の複写サービスは存在せず、他館に対する依頼もまれな業務であった。当時は必要とする資料をどの図書館が所蔵しているかを知り得るレファレンスブックは数少なく、図書について『国立国会図書館蔵書目録』、『新収洋書総合目録』^{*1} その他個別図書館の蔵書目録、逐次刊行物については冊子体の国立国会図書館の『逐次刊行物目録』、『学術雑誌総合目録』^{*2}、専門機関や個別図書館の目録が若干あるにすぎなかった。資料が刊行・受け入れられ「蔵書目録」に掲載されるまでには相当なタイムラグがあるのはやむを得なかった。

洋書について相互協力における相互貸借を実例として挙げてみよう。複数館の総合目録は年刊形式で刊行される上記『新収洋書総合目録』のみである。この構成は幾つかの大学図書館がその年度に受け入れた洋書を国立国会図書館に報告し、国立国会図書館が編集刊行した目録である。受け入れ年度を基準していることにより資料の刊行年度と「ずれ」があり、そのずれは1年や2年でなく4～5年後のこともあり、5年後位までの目録を丹念に探して所蔵館がなければ、『新収洋書総合目録』に掲載されていない他の図書館の所蔵目録を調べることになる。これが大変原始的？な方法で、この資料はこの分野の資料だから、この図書館が所蔵しているかもしれないと当てずっぽうで所蔵調査状（所蔵の有無、有の場合の貸出可能の可否調査）を発送し返事を待つ、これは諺にいう「下手な鉄砲も數撃ちゃ当たる」方式であるがこれ以外に方法がないのである。しかしこの方式にも経験と勘による部分が大きい。そして10件程度の依頼状を発送して全て所蔵なしであれば国内に「所蔵無し」と諦めるのである。10件程度の依頼状の終結には1ヶ月以上日数を要するので、10件の依頼状を一度に発送して方法を探ることが段々多くなった。所蔵館が判明し、貸出が可能となれば、相手館の求める様式の文書を作成して依頼状を発送するのであるが、当時レファレンスサービス、相互貸借等は定型化された業務でなく、それぞれの館が独自の様式で行っており、書式作りも一仕事であったが、現物資料の受け取り・返送の郵便事務については、現在と同様結構な事務量である。相互貸借では「総合目録」

は不可欠なツールであり、個別館の蔵書が増えて、蔵書目録、総合目録を作成する館が増加してゆけばよいのであるが、個別館は受入冊数の増大による整理事務量の増加に伴い、逆に蔵書目録作成に割ける余裕が無くなり傾向にあり、相互協力における現物の貸借には理想と現実に多くの乖離があった。

複写サービスは、複写機の普及と共に急速に広まり、特にオリジナル資料に接する必要がある場合をのぞいて、複写サービスに依存するようになってきた。しかし複写機は昭和30年代後半にはまだ大規模大学の図書館だけで、小規模大学図書館には設置されておらず、館内の複写サービス業務は存在せず、館外への複写依頼が複写サービスの始まりであった。最初の他大学への複写依頼を今でも鮮明に記憶しているが、この複写依頼行為が、当時の相互貸借における複写サービスの実態を如実に示している。昭和38年にある教官から他大学への複写依頼（複写先を指定して：指定複写先は教官の出身大学の図書館であり、在職中にその資料を使用したことで、図書館が独自に下手な鉄砲も数撃ちゃ当たる方式での所蔵確認作業を省いてくれた）の申し込みを受けた。依頼先図書館へ20件ちかくの複写依頼文書（当時はまだ統一的なフォームはない）を作成して発送したが、依頼先より複写依頼雑誌の記載事項（正確な誌名、巻、号、頁数、論文名、論文の著者）が不完全であるとの連絡と共に返送された。依頼教官の申込書を丸写しの状態で、図書館としての確認作業を完全に怠って今思い出しても赤面のいたりである。小規模大学の依頼側としては、不明な書誌事項は被依頼館で調査してくれるだろうという非常に安易な気持と手元に十分なレファレンスツールがなかったことによるが、被依頼館よりの連絡では、多数の複写依頼を受けるので書誌事項の調査まで出来かねる、また出来たとしても依頼者の求める複写物と違うものを提供した結果のトラブルの問題等もあり、依頼側できちんと書誌事項を記入するよう注意を受けた。申込者にとって簡単明白な略誌名も同様な略誌名が存在し、判別に迷う、申込者に尋ねながら書誌事項を記して、再度依頼書を発送する。かなりの日時が経過して被依頼館より複写枚数、金額、送料等の所用経費の通知書を受け取る、公費支払いなので所管係りに必要な手続きをとるが、もし私費なれば申込者に連絡して所要の金額を被依頼館に送金すると複写文献が到着して相互貸借の複写サービスは終了する。

（1）複写の申込から複写資料の入手まで

以下の複写サービス体制・条件によって大きく左右される。①専任若しくは兼任レファレンサーの有無（大学において専任のレファレンサーが配置されたのは昭和46年以降のことであり、職制として参考調査係などの呼称で係が設置され始めた）。②レファレンスブックの充実（高価であることから充実度は低い）。③被依頼館に当該資料が常置され即座に複写に応じられること（大学図書館に全ての資料が常備されていることは少なく、教育・研究用として購入された資料の大半は学部図書室、研究室等に配架されており、複写依頼があると係員が当該室に一時返却依頼をする、幸い当該資料が在庫していればよいが、貸し出されていると返却され複写依頼に応じられるまでに相当の日数は要する）。④申込者と即座に連絡のとれること。

（2）複写申込みから入手までの事務手続

- ① 申込み資料の自館逐次刊行物目録による所蔵調査、所蔵無しのとき学外へ依頼
- ② 複写依頼資料の書誌事項調査

- ③ 『学術雑誌総合目録』等による学外所蔵機関の調査、1館へ依頼が集中しないよう、更に上記③で図書館に資料を多く常備している図書館を選択する
- ④ 1件毎の申込書の作成
- ⑤ 学外所蔵機関への宛名書きと同時に被依頼館の事務手続きを省くため自館宛の封書作成、同封
- ⑥ 複写依頼先処理簿記帳
- ⑦ 依頼封書の発送
- ⑧ 被依頼館受付事務処理
 - i 受付簿への記帳
 - ii 複写依頼書誌と自館逐次刊行物目録との照合→不一致の場合書誌事項等不明に付き返送
 - iii 所在箇所の確認→貸出先に当該書誌の一時返却依頼
 - iv 依頼書誌と現物資料との対比、頁数により複写料・郵送料の計算（複写は下記の複写料金の受領後実行）、受付簿に記帳
 - v 申込館へ複写経費明細書の発送
- ⑨ 被依頼館よりの連絡書類到着
 - i 貸出等々による複写不能の連絡→別の館への依頼→上記③～⑦の繰り返し
 - ii 依頼書誌事項の記載不十分の連絡→上記②～⑦の繰り返し
 - iii 複写経費明細書
- ⑩ 依頼館経費明細書により私費の場合現金、公費の場合必要書類の送付
- ⑪ 被依頼館複写料金等の收受により会計処理→文献複写実行、受付簿記帳、発送事務、複写後オリジナル資料を元の所在箇所に返納
- ⑫ 複写資料の到着→依頼簿記帳→会計処理
- ⑬ 申込者への連絡・受渡確認→複写サービス業務終了

(3) 所用日数（受付から終了まで）約1ヶ月程度

- ① 上記①～⑦まで当該業務に専念して15件以内であれば半日、通常受付の翌日発送
- ② 依頼文書の発送から被依頼館複写サービス係までの到着所用日数約3日程度
- ③ 上記⑧については被依頼館受付後約7日前後
- ④ 上記⑧のvの発送より到着までの日数約3～4日
- ⑤ 上記⑩3日
- ⑥ 上記⑪4日
- ⑦ 上記⑪の発送より代の到着まで3日
- ⑧ 上記⑫1日
- ⑨ 上記⑬1日

以上当初相互協力における複写サービス依頼はスムースに行われて約1ヶ月を要するのが普通であり、それでも依頼した複写資料を受け取れればいい方であり、謝絶謝絶の繰り返しことも少なくない

かった。順次複写サービス体制、会計処理体制の全国的申し合わせ等や、各館の事務処理体制の合理化等で日数が短縮され、申込から受取までに2週間程度に、特に被依頼館に常備されている資料であれば1週間から10日程度で受け取れることも少なくなくなった。現在では学術情報センターのNACSIS-ILLシステムにより、更に早くなっているが、このことは別の機会に譲ることにする。ともあれ図書館館相互協力において最も効果が挙がっているのは複写サービスである。昭和30年代後半から40年代前半における手探り状態から、複写サービス抜きにして相互協力は語れない段階となってきた。

*¹ 昭和29年から15の大学図書館2つの公共図書館と国立国会図書館計18の図書館が収書した洋書を収録編纂した年刊形式の総合目録であり、参加館は35年から48館にふえ、編纂方針も年が下がるにしたがい若干変遷した。

*² 文部省が旧帝大7館の所蔵学術雑誌（調査期日昭和22年）の総合目録を昭和28～29年に刊行、昭和32年からは59大学、昭和38年からは167大学と国立国会図書館その他の機関を含め253機関、平成7年調査には大学高等専門学校576その他204合計780の機関が参加し、収録誌83,503、所蔵データ件数1,774,286に達する大きな総合目録となっている。

(あざかみ・かつや 文学部講師)